

6-1. 土壌の汚染に係る環境基準について

平成3年8月23日 環境庁告示第46号
改正 平成13年3月28日 環境省告示第16号

環境基本法第16号第1項による土壌に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）並びにその達成期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

第2 環境基準の達成期間等

環境基準の適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境維持を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

土壌の汚染に係る環境基準（環境庁告示）

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K102（以下「規格」という。）55に定める方法農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつて

		は、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 10 につき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 10 につき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2 に定める方法
砒素	検液 10 につき 0.01mg 以下であり、かつ、農地用（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法 農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府第 31 号に定める方法
総水銀	検液 10 につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 10 につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
四塩化炭素	検液 10 につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液 10 につき 0.004mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 又は 5. 3. 2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 又は 5. 3. 2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.04mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 又は 5. 3. 2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 10 につき 1mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 10 につき 0.006mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 10 につき 0.03mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
テトラクロロ	検液 10 につき 0.01mg 以下である	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5.

エチレン	こと。	3. 1, 5. 4. 1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 10につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
チウラム	検液 10につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 10につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 10につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は, 5. 3. 2 に定める方法
セレン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。	規格 67. 2 又は 67. 3 に定める方法
ふっ素	検液 10につき 0.8mg 以下であること。	規格 34. 1 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 10につき 1mg 以下であること。	昭和 47. 1 若しくは 47. 3 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

備 考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 10につき 0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.005mg, 及び 0.01mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg 及び 0.03mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定置限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパセチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。